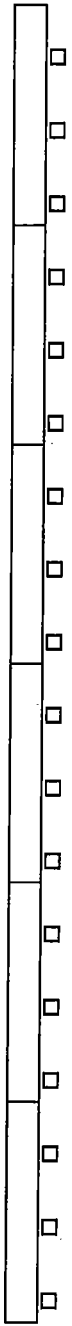


大阪維新 政調会 配席表 【福祉部】 平成27年2月4日(水) 15時30分～16時20分 第1委員会室

出入口

出入口

TV  
モニター  
操作盤



- 酒井 福祉部長
- 伊藤 医療監
- 里中 福祉部次長
- 飯田 福祉総務課長
- 山本 地域福祉推進室長
- 岡本 地域福祉推進室
- 角田 地域福祉推進室
- 南 社会援護課長
- 南 地域福祉推進室
- 南 指導監査課長
- 中上 障がい福祉室長
- 高鹿 障がい福祉室
- 西口 障がい福祉室
- 西口 自立支援課長
- 中川 障がい福祉室
- 中川 地域生活支援課長
- 野村 障がい福祉室
- 野村 生活基盤推進課長
- 松本 高齢介護室長
- 植木 高齢介護室
- 植木 介護支援課長
- 辻 高齢介護室
- 辻 介護事業者課長
- 三ツ石 子ども室長
- 森田 子ども室
- 森田 子育て支援課長
- 佐藤 子ども室
- 佐藤 家庭支援課長
- 福本 国民健康保険課長

正副政調会長

事務局

事務局

マイク操作

## 平成 27 年度当初予算案主要事業の概要

(福祉部)

上段 平成 27 年度財務部長内示額  
 中段 平成 27 年度知事復活要求額  
 下段 平成 26 年度当初予算額

(一般会計)

| 事業名   | 事業費                        | 摘要   |
|---|----------------------------|--|
| 1. 障がい者福祉の推進について<br>(1) 入所施設・病院からの地域生活への移行、地域生活の充実を支援します。 |                            |  |
| ①【新】障がい児入所施設地域移行促進事業                                      | 638 万円<br>－<br>(0 円)       | 障がい児入所施設に入所する年齢超過児(18 歳以上)の地域移行を促進するため、施設が行う地域移行の取組に係る活動費を助成。  |
| ②【新】長期入院精神障がい者地域移行総合的推進体制整備事業                             | 2,994 万円<br>－<br>(0 円)     | 長期入院精神障がい者に対する一層の地域移行を進めるため、精神科病院による活動を支援するとともに、地域移行に関しノウハウを有する相談支援事業者とピアサポーターによる働きかけを実施。  |
| ③障がい者医療・リハビリテーションセンター運営費                                  | 調整中<br>－<br>(6 億 5,788 万円) | 大阪府立急性期・総合医療センターに隣接する「障がい者医療・リハビリテーションセンター」において、治療の当初から地域生活への移行までの一貫したリハビリテーションを実施。<br>ア 障がい者医療・リハビリテーション医療部門<br>大阪府立急性期・総合医療センターの障がい者医療・リハビリテーション医療部門において、障がい者に対する医療やリハビリテーション医療を実施。(調整中)<br>イ 障がい者自立センター<br>障がい者の社会生活力を高めるため、身体機能や生活能力向上のための支援プログラムの実施(自立訓練、施設入所支援)。(1 億 5,605 万円)<br>ウ 障がい者自立相談支援センター<br>障がい者の相談支援に関する広域的・専門的助言及び人材育成を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進し、地域生活を支援(地域生活への移行 |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>④重度障がい者訪問看護利用<br/>助成事業</p> <p>⑤重度障がい者等住宅改造助<br/>成事業</p> <p>⑥金剛コロニー再編整備事業</p>  | <p>9,331万円<br/>－<br/>(9,421万円)</p> <p>3,795万円<br/>－<br/>(3,977万円)</p> <p>18億9,020万円<br/>－<br/>11億3,037万円</p>                            | <p>支援・継続支援)。 (1,885万円)</p> <p>重度障がい者(児)の在宅医療を推進し、訪問看護制度の利用を促進するため、利用料を軽減する市町村に対し必要な経費を助成。</p> <p>重度障がい者等が、住宅を安全かつ利便性に優れたものに改造するための費用を負担する市町村に対し必要な経費を助成。</p> <p>「金剛コロニーの今後の再編整備方針(案)」に基づき、民営化に向け、利用者の地域生活への移行を推進するとともに、利用者の状態に合った適切なサービスを提供する障がい者施設等を再編整備するため、施設整備補助等を実施。</p>  |
| <p>(2) 障がい者の就労を支援します。</p> <p>①【新】精神障がい者等就労定着支援事業</p> <p>②障がい者IT就労支援事業</p> <p>③大阪府ITステーション事業</p> <p>④大阪府ハートフルオフィス推進事業</p> | <p>0円<br/>2,109万円<br/>(0円)</p> <p>722万円<br/>－<br/>(760万円)</p> <p>1億1,637万円<br/>－<br/>(1億3,311万円)</p> <p>7,890万円<br/>－<br/>(7,652万円)</p> | <p>精神障がい者が安定して働き続けることで職場定着率の向上を図るため、府内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターにおいて定着支援計画を作成。</p> <p>庁内各室課で実施予定のIT関連業務を、ITステーションに委託することにより、障がい者テレワーカーの在宅就労を支援。</p> <p>ITを活用した就労に直接結びつく事業を展開するITステーションにおいて、就労相談から企業との就職マッチングまで総合的な支援を行い、在宅就労又は一般就労を見据えたトータルな取組みを実施。</p> <p>軽易な事務作業を全庁から集約し、専任指導員のもと知的障がいのある非常勤職員が作業を行う「ハートフルオフィス」を設置(H27~30名体制、うち9名新規雇用)するとともに、障がい特性に合わせ精神障がいのある非常勤職員を各所属に配置(6名、うち3名新規雇用)し、その業務経験を活かして一般就労移行を促進。</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>⑤障がい者就労・生活支援の拠点づくり推進事業</p> <p>⑥工賃向上計画支援事業</p>  | <p>1億1,788万円<br/>－<br/>(1億2,298万円)</p> <p>2,834万円<br/>－<br/>(4,567万円)</p>       | <p>知的障がい者等が就労できるよう、障害者就業・生活支援センターに、生活支援ワーカー2名を配置し、別途配置される就業支援ワーカーとともに、就労面及び生活面で総合的に支援。</p> <p>福祉施設で働く障がい者の工賃向上を図るため、施設の経営ノウハウや技術力向上等の支援を行うとともに、大量受注にも対応できるよう、施設の共同受注ネットワークの構築などの支援を実施。</p>  |
| <p>(3) 発達障がい児者、重症心身障がい児者、高次脳機能障がい者、障がい児等への支援を推進します。</p> <p>①児童福祉施設事業費</p> <p>②発達障がい児者総合支援事業</p> | <p>64億1,392万円<br/>－<br/>(47億2,699万円)</p> <p>1億1,592万円<br/>－<br/>(1億2,066万円)</p> | <p>児童福祉法に基づく障がい児支援に要する施設入所（措置・契約）経費を支弁。<br/>また、通所にかかる給付費について、都道府県の法定負担分を負担。</p> <p>発達障がい児者支援において、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な支援を実施。</p> <p>ア 発達障がい早期気づき支援事業<br/>乳幼児健診の実施体制の充実及び発達障がいの早期の気づきや診断に関わる人材の育成。(928万円)</p> <p>イ 発達障がい児療育支援事業<br/>地域の発達障がい児を支援する事業所の育成支援、保護者支援の実施及び支援者の育成。(3,913万円)</p> <p>ウ 発達障がい者支援事業<br/>発達障がい者（未診断や疑いを含む）の診断前相談などの実施及び支援プログラムの作成。(2,072万円)</p> <p>エ 発達障がい者支援センター事業<br/>発達障がい者支援センターアクトおおさかの運営及び相談支援事業所等に対する助言・指導。(4,578万円)</p> <p>オ 発達障がい児者支援体制整備検討部会検討部会、ワーキンググループの運営。(102万円)</p> |

|  |                                     |  |
|--|-------------------------------------|--|
| ③障がい児等療育支援事業                           | 828 万円<br>－<br>(1,472 万円)           | 在宅の障がい児（者）の地域生活を支援するため、関係機関職員への相談・療育技術の指導、助言等を実施。  |
| ④重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業                 | 2,880 万円<br>－<br>(1,686 万円)         | <p>医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療と福祉のサービス基盤の充実と地域ケアシステムの実践。</p> <p>ア ケアコーディネート事業<br/>医療・福祉・保健などの様々な分野の支援者がネットワークを構築し、重層的な地域ケアシステムの実践。<br/>(2,078 万円)</p> <p>イ 医療型短期入所整備促進事業<br/>医療機関が空き病床を活用して短期入所により重症心身障がい児者を受け入れた場合に必要経費の一部を助成。<br/>(802 万円)</p> |
| ⑤障がい児者虐待防止支援事業                         | 348 万円<br>－<br>(376 万円)             | <p>障がい児者虐待防止の啓発を進めるとともに、市町村及び障がい福祉サービス事業所等に対する基礎研修に加え、市町村職員向けに専門研修を実施。</p> <p>また困難事例に対し専門職派遣を行う専門性強化事業を実施。</p>   |
| ⑥高次脳機能障がい支援普及事業                        | 1,039 万円<br>－<br>(1,071 万円)         | <p>高次脳機能障がい者等に対し専門的な相談支援を実施するとともに、高次脳機能障がいの正しい理解を普及するために地域の実態把握や効果的な支援手法を検討。</p> <p>また、高次脳機能障がい者が身近な地域で医療や福祉サービスを受けることができるよう地域支援ネットワークを整備。</p>   |
| (4) 障がい者の社会参加や施設機能を充実します。<br>①地域生活支援事業 | 2 億 6,005 万円<br>－<br>(2 億 6,171 万円) | <p>在宅障がい者の社会参加を促進するため、各種支援員の養成・派遣、生活訓練等の事業を実施。</p> <p>ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業<br/>イ 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業<br/>ウ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業<br/>エ 盲ろう者通訳・介助者派遣事業<br/>オ 意思疎通支援者派遣連絡調整事業<br/>カ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業<br/>キ 日常生活支援事業<br/>ク 社会参加支援事業 など</p>                       |

|   |                               |  |
|---|-------------------------------|--|
| ②障がい者交流促進センター運営費  | 2億2,549万円<br>－<br>(2億2,544万円) | 障がい者の各種相談やスポーツ、レクリエーション活動などを通じて広く人々との交流や社会参加の促進を図る施設を運営。   |
| ③【新】障がい者社会参加促進センター等移転整備事業                                   | 464万円<br>－<br>(0円)            | 耐震化が必要である障がい者社会参加促進センター、盲人福祉センター、谷町福祉センターを集約移転するため、基本構想を策定。  |
| ④砂川厚生福祉センター運営費  | 1億6,092万円<br>－<br>(1億8,009万円) | 知的障がい者が地域社会で自立した生活を送れるよう必要な支援を行う施設を運営。   |
| ⑤金剛コロニー運営費  | 6億2,803万円<br>－<br>(6億3,400万円) | 知的障がい児・者に対し、共同生活の中でそれぞれの障がいの程度に応じて、自立に必要な知識・技能の習得や能力の伸長を図るための指導・訓練等を実施する施設を運営。   |
| ⑥稲スポーツセンター運営費   | 4,560万円<br>－<br>(4,560万円)     | 障がい者の社会参加促進のため、スポーツ・文化活動等の場として施設を運営。   |
| ⑦障がい者支援施設等施設整備事業  | 1億9,955万円<br>－<br>(2億1,068万円) | 入所施設からの地域移行の促進及び重度障がい者の住居の確保のため、社会福祉法人等に対し、障がい者支援施設等の整備・改修等に必要な経費を助成。  |
| ⑧障がい福祉施設機能強化推進事業  | 2億2,499万円<br>－<br>(2億3,175万円) | 障がい児入所施設利用者のサービス向上を図るため、施設機能強化推進費を障がい児施設に交付。<br>ア 利用者サービス向上支援<br>利用者のサービス向上のための専門スタッフを配置する施設を支援。(640万円)<br>イ 医療型障がい児入所施設特別介護加算事業<br>重症心身障がい児の処遇向上に要する経費を助成。(2億1,859万円) |
| (5) 障がい者総合支援制度の円滑な運営、障がい者差別の解消を推進します。<br>①【新】障がい者差別解消総合推進事業 | 900万円<br>－<br>(0円)            | 平成28年4月の障害者差別解消法施行に向け、ガイドラインの普及啓発、相談等体制整備、障がい理解の啓発を推進。   |

|                         |                                 |   |
|-------------------------|---------------------------------|---|
|                         |                                 | <p>ア ガイドラインの普及啓発及び障がい理解ハンドブックの作成<br/>何が差別に当たるかを府民に示すガイドラインを普及啓発するとともに、障がい特性に応じた適切な配慮等を解説するハンドブックを作成、配布。(366万円)</p> <p>イ 広域専門相談員(仮称)事業<br/>府に専門の相談員を置き、ヒアリングや指導・助言を通じ、市町村はじめ府内相談体制の確保を支援。(235万円)</p> <p>ウ 出前講座事業<br/>企業等に障がい当事者等を講師として派遣し、障がい理解を深める講座を実施。(300万円)</p> |
| ②自立支援給付費等負担金            | 366億685万円<br>－<br>(346億7,931万円) | 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスに係る自立支援給付費等を支給した市町村に対し、都道府県の法定負担分を負担。  |
| ③自立支援医療費(更生医療)給付費負担金    | 46億4,313万円<br>－<br>(45億7,135万円) | 障害者総合支援法に基づく更生医療に係る自立支援医療費を支給した市町村に対する都道府県の法定負担分を負担。  |
| ④重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 | 1億4,430万円<br>－<br>(1億4,876万円)   | 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスに係る自立支援給付費について、国庫負担基準を超過して訪問系サービスを提供した市町村に対し国補助金を活用し、財政支援を実施。  |
| ⑤総合支援制度推進事業             | 645万円<br>－<br>(739万円)           | 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの適正な運用を図るため、市町村による介護給付費等の支給決定に係る不服申立ての審理を行うとともに、市町村による適正な制度運営を支援。  |
| ⑥市町村地域生活支援事業            | 24億2,752万円<br>－<br>(24億2,162万円) | 障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的な事業を実施する市町村に対し必要な経費を助成。   |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>2. 子育てと家庭支援の推進について</p> <p>(1) 社会全体で子育てを支援します。</p> <p>①地域福祉・子育て支援交付金</p> <p>②地域福祉・子育て支援交付金「特別枠」</p> <p>③【新】新子育て支援交付金</p> <p>④広域連携・官民協働による子育て応援事業</p> <p>⑤児童手当給付費</p> <p>⑥子育て世帯臨時特例給付金給付事業</p> <p>⑦施設型給付費等負担金</p> <p>⑧【新】子育て支援人材確保事業</p> | <p>19億9,086万円<br/>－<br/>(19億9,086万円)</p> <p>3億円<br/>－<br/>(5億円)</p> <p>22億円<br/>－<br/>(0円)</p> <p>1,187万円<br/>－<br/>(1,401万円)</p> <p>223億7,158万円<br/>－<br/>(226億6,364万円)</p> <p>587万円<br/>－<br/>(675万円)</p> <p>198億415万円<br/>－<br/>(76億7,719万円)</p> <p>1,432万円<br/>－<br/>(0円)</p> | <p>市町村が地域の実情に沿って「地域福祉」、「子育て」及び「高齢」の各分野の事業を実施できるよう交付金を交付。</p> <p>平成27年度より始まる子ども・子育て支援新制度のスタートアップに伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に向けて引き続き市町村に交付金を交付。</p> <p>市町村における乳幼児医療費助成をはじめとした子育て支援施策の充実を支援するため、交付金を交付。【うち5億円については、H26補正予算（経済対策）に振替予定】</p> <p>企業と自治体が連携・協働した関西子育て世帯応援事業（まいど子どもカード）により、子育て世帯を社会全体で応援するという機運を醸成。</p> <p>次世代の社会を担う児童一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、児童手当を支給。</p> <p>消費税率の引き上げが平成29年4月まで延期されたことに伴い、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図るため、本事業の実施主体となる市町村に対し、引き続き連絡調整等の支援を実施。</p> <p>市町村が支弁する民間認定こども園、民間保育所、小規模保育事業等における運営費用のうち、都道府県の法定負担分を負担。</p> <p>子ども・子育て支援新制度における必要な保育士を確保するため、潜在保育士の就業を支援。</p> |
|---|---|--|



|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>⑨【一部新】保育対策総合支援等事業</p>                    | <p>2億9,442万円<br/>－<br/>(2億7,797万円)</p>    | <p>「待機児童解消加速化プラン」に関連する幼稚園における長時間預かり保育支援事業や認可化移行総合支援事業(運営費支援)などの事業を実施する市町村に対し必要な経費を助成。</p>  |
| <p>⑩【一部新】子ども・子育て支援事業</p>                    | <p>50億4,793万円<br/>－<br/>(39億9,887万円)</p>  | <p>子ども・子育て支援新制度に基づき策定する「子ども・子育て支援事業計画」により、放課後児童クラブ(運営費補助)や地域子育て支援拠点事業などの事業を実施する市町村に対し必要な経費を助成。</p>   |
| <p>⑪保育所等整備事業<br/>【安心こども基金活用事業】</p>          | <p>46億8,786万円<br/>－<br/>(131億8,540万円)</p> | <p>待機児童解消のための民間保育所の創設・増築や老朽施設の改築による環境整備、認定こども園等の整備を行う市町村に対し必要な経費を助成。</p>   |
| <p>⑫放課後児童クラブ施設整備事業(学童保育)</p>                | <p>4億9,012万円<br/>－<br/>(1億67万円)</p>       | <p>学校余裕教室の改修や専用室の設置等、放課後児童クラブ整備等を行う市町村に対し必要な経費を助成。なお、平成29年度までに概ねの整備を終えられるよう集中的に実施。</p>   |
| <p>⑬【一部新】放課後児童クラブ指導員資質向上研修事業</p>            | <p>1,891万円<br/>－<br/>(64万円)</p>           | <p>放課後児童クラブの支援員等が、必要な知識・技能を補完し業務を遂行する上で必要な考え方等を習得するための研修を実施。</p>   |
| <p>⑭大型児童館ビッグバン運営費</p>                       | <p>3,970万円<br/>－<br/>(4,009万円)</p>        | <p>子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進するなどの子どもの健全育成を図るための中核施設を運営。</p>  |
| <p>(2) 児童虐待防止に全力をあげます。<br/>①児童虐待防止対策の強化</p> | <p>8,894万円<br/>－<br/>(8,827万円)</p>        | <p>増加・深刻化する児童虐待に対応するため発生予防、早期発見・早期対応、保護及び支援、人材育成などの事業を実施。<br/>ア 児童虐待対策費<br/>児童虐待防止のための広報啓発、市町村児童相談担当者等に対する研修及び再発防止のための家族再統合事業等を実施。(6,596万円)<br/>イ 児童虐待対応体制強化事業費<br/>児童の安全確認を適切かつ円滑に行うため、子ども家庭センターに警察官OBを配置。(2,298万円)</p> |

|                         |                               |   |
|-------------------------|-------------------------------|---|
| ②子ども家庭センター運営費           | 2億5,971万円<br>－<br>(2億5,999万円) | 児童・家庭に関する相談、児童の施設等への措置及び一時保護等を行うとともに被虐待児のこころのケアを実施。   |
| (3) 援護を要する子どもと家庭を支援します。 |                               |   |
| ①児童福祉施設事業費（措置費）         | 85億124万円<br>－<br>(73億520万円)   | 児童福祉法に基づく要保護児童への援助等に要する施設入所経費を支弁。   |
| ②修徳学院運営費                | 1億2,551万円<br>－<br>(1億1,247万円) | 家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、必要な生活指導、学習指導、作業指導及び家庭環境の調整等を行う施設を運営。  |
| ③修徳学院環境改善事業             | 7,916万円<br>－<br>(7,202万円)     | 入所児童の生活環境の向上を図るため、狭隘かつ老朽化した施設の建替え等を実施。  |
| ④子どもライフサポートセンター運営費      | 6,069万円<br>－<br>(5,573万円)     | 家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童等を入所させ、又は保護者の下から通わせて、必要な指導を行う施設を運営。   |
| ⑤【新】社会的養護学習支援事業         | 1,867万円<br>－<br>(0円)          | 児童養護施設等に委託一時保護等された児童に対する学習支援を実施。  |
| ⑥里親委託推進事業               | 1,134万円<br>－<br>(1,174万円)     | 里親制度の普及と養育里親への委託促進を図るため、新規里親の開拓や里親への研修等を実施。   |
| ⑦施設退所児童の自立支援事業          | 702万円<br>－<br>(723万円)         | <p>児童福祉施設等をこれから退所する又は既に退所した児童に対し、自立支援対策を実施。</p> <p>ア 施設退所児童への自立支援事業<br/>児童福祉施設等を退所する又は退所した児童に対して、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるよう支援を実施。(669万円)</p> <p>イ 身元保証人確保対策事業<br/>児童等の自立を支援する観点から、児童養護施設等の施設長等が身元保証人となった場合の損害賠償保険料を負担。(33万円)</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>⑧母子家庭等就業・自立支援センター事業</p>   | <p>1,530万円<br/>－<br/>(1,611万円)</p>  | <p>ひとり親家庭等に対して、職業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供。</p>  |
| <p>⑨ひとり親家庭等日常生活支援事業</p>  | <p>319万円<br/>－<br/>(519万円)</p>  | <p>ひとり親家庭等が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣。</p>  |
| <p>⑩ひとり親家庭等生活向上事業</p>  | <p>369万円<br/>－<br/>(304万円)</p>  | <p>ひとり親家庭等が生活の中で直面する諸課題の解決や親との離死別で不安定な児童の精神的安定を図るため、地域での生活や自立について総合的な支援を実施。</p>  |
| <p>⑪母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業</p>   | <p>2,205万円<br/>－<br/>(2,254万円)</p>  | <p>就業に役立つ資格等の習得により、ひとり親家庭の親の自立支援のための給付を実施。</p>   |
| <p>⑫女性相談センター運営費</p>  | <p>1億7,820万円<br/>－<br/>(1億4,919万円)</p>  | <p>DV相談をはじめ、女性に対する様々な相談、支援、一時保護等を実施。</p>   |
| <p>⑬【新】DV被害者等支援体制再構築事業</p>   | <p>983万円<br/>－<br/>(0円)</p>   | <p>女性相談センターにおける配偶者暴力相談支援センター機能を強化。</p>   |
| <p>⑭女性自立支援センター運営費</p>  | <p>1億9,590万円<br/>－<br/>(1億8,575万円)</p>  | <p>様々な事情により自立して生活することが困難な女性に対する支援を実施する施設を運営。</p>   |
| <p>3. 高齢者福祉の推進について<br/>(1) 介護保険制度等を計画的に推進します。</p> <p>①介護給付費負担金</p> <p>②地域支援事業交付金</p> | <p>909億2,919万円<br/>－<br/>(892億4,224万円)</p> <p>21億7,659万円<br/>－<br/>(22億2,230万円)</p> | <p>介護保険法に基づき、保険者(市町村等)の介護給付及び予防給付に要する費用(標準給付費)のうち、都道府県の法定負担分を負担。</p> <p>介護保険制度において、要支援・要介護状態になる前からの介護予防の推進、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から行う「地域支援事業」(介護予防事業、包括的支援事業、任意事業)の実施に必要な経費のうち、都道府県の法定負担分を負担。</p> |

|  |                                 |   |
|--|---------------------------------|---|
| ③【新】低所得者保険料軽減負担金                         | 5億3,368万円<br>－<br>(0円)          | 介護保険料段階が第1段階の低所得者に対し、介護保険法に基づき、保険者（市町村等）が行う保険料軽減措置に要する費用のうち、都道府県の法定負担分を負担。  |
| ④低所得者利用者負担対策事業                           | 2,846万円<br>－<br>(3,036万円)       | 低所得者が必要な介護保険サービスを受けられるよう負担軽減措置を実施。<br>ア 障がい者訪問介護利用者支援措置事業<br>障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用して低所得の障がい者が介護保険制度の適用を受けることになった場合の利用者負担の軽減措置を講じている保険者（市町村等）に対し必要な経費を助成。（122万円）<br>イ 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業<br>低所得者で特に生計が困難な者に社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行い、それに対し支援を行った保険者（市町村等）に対し必要な経費を助成。（2,725万円） |
| ⑤地域福祉・子育て支援交付金（再掲）                       | 19億9,086万円<br>－<br>(19億9,086万円) | 市町村が地域の実情に沿って「地域福祉」「子育て」及び「高齢」の各分野の事業を実施できるよう交付金を交付。  |
| ⑥高齢者地域活動促進費                              | 1億21万円<br>－<br>(1億331万円)        | 高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、市町村が老人クラブを通じて実施する地域の見守り活動や介護予防等の取組み並びに府老人クラブ連合会の活動に対して必要な経費を助成。   |
| ⑦高齢者虐待対応推進事業                             | 693万円<br>－<br>(747万円)           | 高齢者虐待防止の啓発を行うとともに、市町村に対し個別事例への対応や高齢者虐待防止体制の構築を支援。   |
| ⑧【新】地域医療介護総合確保基金事業（高齢者福祉事業）              | 調整中<br>－<br>(0円)                | 大阪府地域医療介護総合確保基金を活用し、人材育成や、多様な人材参入促進を図ることを目的として実施。   |
| (2) 介護基盤の計画的な整備等を実施します。<br>①老人福祉施設等整備助成費 | 15億1,334万円<br>－<br>(15億2,117万円) | 社会福祉法人に対し、老人福祉施設の整備に必要な経費を助成。   |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>②軽費老人ホーム運営助成費</p> <p>③【新】地域医療介護総合確保基金事業（高齢者施設事業）</p>  | <p>20億3,662万円<br/>－<br/>(20億6,624万円)</p> <p>調整中<br/>－<br/>(0円)</p>              | <p>社会福祉法人が設置する軽費老人ホームに対し、運営費を助成。</p> <p>大阪府地域医療介護総合確保基金を活用し、地域包括ケアシステムの構築のため、介護保険事業支援計画に基づき、介護施設等整備に必要な経費を助成。</p>  |
| <p>4. 福祉基盤整備の推進について</p> <p>(1) 地域でのセーフティネットの充実を支援します。</p> <p>①地域福祉・子育て支援交付金（再掲）</p> <p>②大阪後見支援センター運営事業</p> | <p>19億9,086万円<br/>－<br/>(19億9,086万円)</p> <p>2億7,315万円<br/>－<br/>(2億8,383万円)</p> | <p>市町村が地域の実情に沿って「地域福祉」「子育て」及び「高齢」の各分野の事業を実施できるよう交付金を交付。</p> <p>自己の判断のみでは意思決定に支障のある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行う「日常生活自立支援事業」等を実施する大阪後見支援センターの運営に必要な経費を助成。</p>  |
| <p>(2) 福祉人材の確保・定着を推進します。</p> <p>①【新】地域医療介護総合確保基金事業（地域福祉事業・指導監査事業）</p>                                      | <p>調整中<br/>－<br/>(0円)</p>   | <p>大阪府地域医療介護総合確保基金を活用し、人材育成や、多様な人材参入促進を図ることを目的として実施。</p>   |
| <p>(3) 生活困窮者の自立を支援します。</p> <p>①緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）</p>   | <p>2億8,064万円<br/>－<br/>(104億2,804万円)</p>  | <p>離職者をはじめとする生活困窮者等が安心して暮らすことができるよう、生活、就労、居住等について必要な支援を実施。</p> <p>ア 住宅支援給付事業（H26年度給付決定分）<br/>離職して住居を失った求職者等に対して、「住宅支援給付」を最長9ヶ月間給付しながら再就職に向けての支援を実施するとともに福祉事務所を設置する市町村に対し必要な経費を助成。(1億5,638万円)</p> <p>イ 基金返還金（復興財源分）<br/>復興財源による基金事業の終了に伴い、残額を国に返還する。(1億2,426万円)</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>②生活困窮者自立支援事業</p>  | <p>4,271万円<br/>－<br/>(6億6,046万円)</p>   | <p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成27年4月1日から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、就労訓練事業の認定及び府内郡部に係る自立相談支援事業、住居確保給付金及びその他の事業を実施。</p>  |
| <p>(4) 医療保険制度の安定的な運営を支援します。</p> <p>①国民健康保険制度</p> <p>②後期高齢者医療制度</p> <p>③医療費適正化の推進</p> | <p>954億2,912万円<br/>－<br/>(878億1,578万円)</p> <p>964億3,180万円<br/>－<br/>(938億9,669万円)</p> <p>10億4,985万円<br/>－<br/>(10億4,629万円)</p> | <p>国民健康保険法に基づき、支援を実施。</p> <p>ア 財政調整交付金<br/>保険給付費等の9%相当を支援。<br/>(491億3,601万円)</p> <p>イ 保険基盤安定事業費負担金<br/>保険料負担が難しい低所得者に行う保険料軽減措置に対する支援(3/4負担)等。(393億8,137万円)</p> <p>ウ 高額医療費負担金<br/>高額な医療費の発生による財政への急激な影響を緩和するため、1件当たり80万円を超える部分について支援(1/4負担)。(69億1,174万円)</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、支援を実施。</p> <p>ア 医療給付費負担金(1/12負担)<br/>(776億5,237万円)</p> <p>イ 保険基盤安定事業費負担金<br/>内容は国保イと同様<br/>(146億1,226万円)</p> <p>ウ 高額医療費負担金<br/>内容は国保ウと同様<br/>(41億6,717万円)</p> <p>「第2期大阪府医療費適正化計画」に基づき、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、生活習慣病予防対策などを着実に推進。</p> <p>ア 特定健診・特定保健指導事業<br/>保険者(市町村国保)が行う生活習慣病に関する健康診査等に対して支援(1/3負担)。(10億4,858万円)</p> <p>イ 医療費適正化計画推進審議会運営事業<br/>「第2期大阪府医療費適正化計画」の実施状況をPDCA方式により検証し、着実に推進。(127万円)</p> |

|                                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|
| <p>(5) その他</p> <p>①福祉医療費助成制度</p>   | <p>203 億 2,069 万円<br/>－<br/>(209 億 2,706 万円)</p> | <p>重度障がい者(児)、ひとり親家庭、乳幼児等の医療費を助成する市町村を支援(1/2 補助)し、対象者の医療のセーフティネットを確保。</p> <p>ア 老人医療費助成事業<br/>65 歳以上の重度障がい者等を対象に実施。(74 億 1,098 万円)</p> <p>イ 身体障がい者及び知的障がい者医療費助成事業<br/>1・2 級の身体障がい者手帳所持者、重度の知的障がい者等を対象に実施。<br/>(57 億 6,566 万円)</p> <p>ウ ひとり親家庭医療費助成事業<br/>ひとり親家庭の 18 歳年度末までの子と親又は養育者を対象に実施。(32 億 4,929 万円)</p> <p>エ 乳幼児医療費助成事業<br/>就学前児童を対象に実施。(38 億 9,477 万円)<br/>なお、府補助基準以上については、新子育て支援交付金で市町村支援を実施。</p> |
| <p>②生活保護給付費</p>                    | <p>59 億 4,140 万円<br/>－<br/>(60 億 2,121 万円)</p>   | <p>生活保護法に基づく、保護の実施に要する経費について、必要な経費を支弁するとともに、都道府県の法定負担分を負担。</p> <p>ア 府費負担金<br/>市町(政令市・中核市除く)が居所不明者の保護の実施に要した経費を負担。<br/>(25 億 6,600 万円)</p> <p>イ 扶助費<br/>府が福祉事務所を設置する町村区域の保護の実施に要する経費を支弁。<br/>(33 億 7,540 万円)</p>   |
| <p>③臨時福祉給付金給付事業</p>                | <p>621 万円<br/>－<br/>(688 万円)</p>                 | <p>消費税率の引き上げが平成 29 年 4 月まで延期されたことに伴い、低所得者への影響を緩和し、適切な配慮を行うため、本事業の実施主体となる市町村に対し、引き続き連絡調整等の支援を実施。</p>   |
| <p>④遺家族等援護事業<br/>(戦後 70 年記念事業)</p> | <p>1,094 万円<br/>－<br/>(277 万円)</p>               | <p>戦後 70 年という節目の年を迎えるに当たり、戦争の悲惨さ、平和の大切さを次世代に継承するための事業を実施。</p> <p>ア 沖縄「なにわの塔」慰霊追悼式・世代間交流平和学習事業</p>   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>例年（一財）大阪府遺族連合会が実施してきた沖縄「なにわの塔」慰霊追悼式に府内在住の子どもたちが参加し、戦没者の遺族の方々と交流等を行いながら、平和の大切さを学習するため、参加者の航空運賃等費用の一部を助成。</p> <p>（188万円）</p> <p>イ 戦後70年平和祈念式・大阪戦没者追悼式</p> <p>例年実施している「戦没者追悼式」に加え、各市町村の子どもたち並びに沖縄「なにわの塔」慰霊追悼式に参列した子どもたちも参加し、「次世代とともに平和の大切さを祈念する」式典を実施。</p> <p>（907万円）</p> |
|--|--|---|



平成 26 年度 2 月補正予算案【一般会計補正予算案(第 5 号)】  
 主要事業の概要

(福祉部)

上段 平成 26 年度 2 月補正予算案額  
 中段 平成 26 年度現計予算額  
 下段 平成 26 年度 2 月補正後予算案額

(一般会計)

| 事業名  | 事業費   | 摘要  |
|--|---|---|
| 1. 福祉基盤整備の推進について<br>(1) 生活困窮者の自立を支援します。<br>①緊急雇用創出事業臨時特例基金事業(住まい対策拡充等支援事業) | 46 億 3,594 万円<br>104 億 2,804 万円<br>150 億 6,398 万円 | 国から追加交付される「緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業分)」を緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増すとともに、当該基金を活用して、生活福祉資金相談等体制整備事業その他地域社会のセーフティネット機能の強化に資する事業等を実施する市町等に対し、必要な経費を助成。 |

## 平成 27 年 2 月定例府議会提出予定議案の概要

(福祉部)

## 1. 事件議決案 (6 件)

| 件名               | 概要   |     |         |                  |                            |        |                         |        |                         |        |                        |        |                          |        |                          |        |                          |
|------------------|--|-----|---------|------------------|----------------------------|--------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|------------------------|--------|--------------------------|--------|--------------------------|--------|--------------------------|
| 不動産及び動産の無償譲渡の件   | <p>不動産及び動産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議決を求める。</p> <p>1. 旧府営寺方住宅跡地の一部</p> <p>府立金剛コロニー再編整備の一環として、金剛コロニー利用者の地域生活への移行等を推進するため、地域生活支援拠点施設（グループホーム、障害福祉サービス事業所）を整備する下記法人に土地を無償譲渡する。</p> <p>【所在地及び不動産の種別等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>不動産の種別等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>守口市寺方本通 2 丁目 3-1</td> <td>土地 1,708.92 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-14</td> <td>土地 16.12 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-15</td> <td>土地 25.80 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-16</td> <td>土地 1.93 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-17</td> <td>土地 450.20 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-18</td> <td>土地 600.20 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>同 3-19</td> <td>土地 600.20 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>【相手方】社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p> <p>2. 旧大阪府立大東園</p> <p>平成 10 年に策定した「府立社会福祉施設のあり方検討」に基づき、平成 12 年 4 月に施設（建物）の譲渡を行ったが、施設の今後の自立健全経営のため、現在施設を運営している下記法人に土地を無償譲渡する。</p> <p>【所在地】大東市末広町 15 番 6 号</p> <p>【不動産の種別等】土地 5,121.21 m<sup>2</sup></p> <p>【相手方】社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会</p> <p>3. 旧大阪府立白鷺園</p> <p>平成 10 年に策定した「府立社会福祉施設のあり方検討」に基づき、平成 12 年 4 月に施設（建物）の譲渡を行ったが、施設の今後の自立健全経営のため、現在施設を運営している下記法人に土地を無償譲渡する。</p> <p>【所在地】堺市東区白鷺町二丁 9 番 32 号</p> <p>【不動産の種別等】土地 4,949.66 m<sup>2</sup></p> <p>【相手方】社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会</p> | 所在地 | 不動産の種別等 | 守口市寺方本通 2 丁目 3-1 | 土地 1,708.92 m <sup>2</sup> | 同 3-14 | 土地 16.12 m <sup>2</sup> | 同 3-15 | 土地 25.80 m <sup>2</sup> | 同 3-16 | 土地 1.93 m <sup>2</sup> | 同 3-17 | 土地 450.20 m <sup>2</sup> | 同 3-18 | 土地 600.20 m <sup>2</sup> | 同 3-19 | 土地 600.20 m <sup>2</sup> |
| 所在地              | 不動産の種別等  |     |         |                  |                            |        |                         |        |                         |        |                        |        |                          |        |                          |        |                          |
| 守口市寺方本通 2 丁目 3-1 | 土地 1,708.92 m <sup>2</sup>   |     |         |                  |                            |        |                         |        |                         |        |                        |        |                          |        |                          |        |                          |
| 同 3-14           | 土地 16.12 m <sup>2</sup>  |     |         |                  |                            |        |                         |        |                         |        |                        |        |                          |        |                          |        |                          |
| 同 3-15           | 土地 25.80 m <sup>2</sup>  |     |         |                  |                            |        |                         |        |                         |        |                        |        |                          |        |                          |        |                          |
| 同 3-16           | 土地 1.93 m <sup>2</sup>   |     |         |                  |                            |        |                         |        |                         |        |                        |        |                          |        |                          |        |                          |
| 同 3-17           | 土地 450.20 m <sup>2</sup>   |     |         |                  |                            |        |                         |        |                         |        |                        |        |                          |        |                          |        |                          |
| 同 3-18           | 土地 600.20 m <sup>2</sup>   |     |         |                  |                            |        |                         |        |                         |        |                        |        |                          |        |                          |        |                          |
| 同 3-19           | 土地 600.20 m <sup>2</sup>   |     |         |                  |                            |        |                         |        |                         |        |                        |        |                          |        |                          |        |                          |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>4. 大阪府立整肢学院</p> <p>平成13年に策定した「大阪府行財政計画」に基づき、地域において事業展開が図られるべき施設と位置付け、国立民営施設とするため、現在指定管理者として施設を運営している下記法人に土地、建物等を無償譲渡する。</p> <p>【所在地】大阪市北区中津二丁目2番22号</p> <p>【不動産及び動産の種別等】土地 3,426.27 m<sup>2</sup><br/>建物 延床面積 6,500.29 m<sup>2</sup>、医療用ベッドその他の物品</p> <p>【相手方】社会福祉法人恩賜財団済生会</p> |
| <p>大阪府障害者扶養<br/>共済制度掛金に<br/>関する債権放棄の件</p>                      | <p>大阪府障害者扶養共済制度掛金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】回収不能となった未納額8万5,800円及び当該掛金に係る遅延損害金</p>  |
| <p>高齢者住宅整備資<br/>金貸付金に<br/>関する債権放棄の件</p>                        | <p>高齢者住宅整備資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】貸付額127万8,300円のうち回収不能となった47万1,545円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>   |
| <p>大阪府交通事故被<br/>災世帯生活つな<br/>ぎ資金貸付金に<br/>関する債権放棄の件</p>          | <p>大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】遅延損害金3万7,079円</p>   |
| <p>大阪府婦人更生資<br/>金貸付金に<br/>関する債権放棄の件</p>                        | <p>大阪府婦人更生資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】貸付額66万6,888円のうち回収不能となった36万4,122円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>  |
| <p>堺市に係る児童自<br/>立支援施設に<br/>関する事務の受託<br/>についての規約を<br/>変更する件</p> | <p>堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を1年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。</p> <p>【変更内容】<br/>(改正前)平成18年4月1日から平成27年3月31日まで<br/>(改正後)平成18年4月1日から平成28年3月31日まで</p>  |

2. 条例案  
(新規制定 1件)

| 件名          | 概要  |
|-------------|---|
| 大阪府民生委員定数条例 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)に基づく民生委員法の改正により、民生委員の定数を都道府県条例で定めるとされたことに伴い、新たに条例を制定する。<br>【施行予定期日】公布の日 |

(一部改正 11件)

| 件名  | 概要   |
|---|--|
| 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例     | 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正により、児童発達支援や放課後等デイサービスの運営基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。<br>【施行予定期日】平成27年4月1日 |
| 大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正により、基準該当生活介護・短期入所の対象拡大等が行われたことに伴い、所要の改正を行う。<br>【施行予定期日】平成27年4月1日            |
| 大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                             | 介護保険法の改正(平成27年4月1日施行)に伴い、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。<br>【施行予定期日】平成27年4月1日<br>規則で定める日                            |
| 大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                             | 介護保険法の改正(平成27年4月1日施行)に伴い、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。<br>【施行予定期日】平成27年4月1日<br>規則で定める日                            |

|   |   |
|---|---|
| <p>大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>                                       | <p>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、通所介護事業所の設備を利用し、宿泊サービスを実施している事業所について事故報告の仕組みを設けるなど、所要の改正を行う。<br/>【施行予定期日】平成 27 年 4 月 1 日</p>   |
| <p>大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> | <p>「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を介護予防サービスから削除する他、介護保険法の改正に伴う規定整備を行うため、所要の改正を行う。<br/>【施行予定期日】平成 27 年 4 月 1 日</p> |
| <p>大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>  | <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正により、介護支援専門員が、指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとするなど、所要の改正を行う。<br/>【施行予定期日】平成 27 年 4 月 1 日</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなお効力を有するものとされた大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件</p> | <p>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、介護予防通所介護を提供している事業所について、事故報告の仕組みを設けるなど、所要の改正を行う。<br/>【施行予定期日】平成27年4月1日</p> |
| <p>大阪府社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例</p>  | <p>売春防止法の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。<br/>【施行予定期日】平成27年4月1日</p>  |
| <p>大阪府福祉行政事務手数料条例の一部を改正する条例</p>   | <p>介護保険法に基づく介護支援専門員の実務研修等について、国が定める研修の基準が改正されたことに伴い、受講料手数料を改定するため、所要の改正を行う。<br/>【施行予定期日】平成28年4月1日他</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> | <p>1 大阪版地方分権推進制度に基づき、知事の権限に属する事務のうち、下記諸法令に基づく事務について、希望する市町村に対し、同市の区域に係るものを移譲するため、所要の改正を行う。</p> <p>①認可外保育施設からの届出の受理等<br/>(児童福祉法第 59 条第 1 項等)</p> <p>②社会福祉事業(老人福祉センターを運営する事業)開始の届出の受理等(社会福祉法第 69 条第 1 項等)</p> <p>③社会福祉事業(隣保事業)の開始の届出の受理等<br/>(社会福祉法第 69 条第 1 項等)</p> <p>2 子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、市町村が処理する事務の範囲等を定める児童福祉法の適用条項が改正されたため、所要の改正を行う。</p> <p>3 母子及び寡婦福祉法施行令が改正され、名称が変更されたことに伴い、引用している条項の規定整備等を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 27 年 4 月 1 日</p> |
|--|--|

(廃止 1 件)

| 件名                       | 概要  |
|--------------------------|---|
| <p>大阪府立整肢学院条例を廃止する条例</p> | <p>大阪府立整肢学院の民営化に伴い、廃止する。</p> <p>【施行予定期日】平成 27 年 4 月 1 日</p> |

3. 報告案 (1件)

| 件名       | 概要   |
|----------|--|
| 債権放棄報告の件 | <p>福祉部の所管する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例（平成 22 年大阪府条例第 59 号）第 6 条第 3 項の規定により次のとおり放棄したので、同条第 4 項の規定により報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金<br/>【件数】 8 件<br/>【放棄した債権】 43, 800 円及び遅延損害金<br/>【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>2. 大阪府民生安定生業資金貸付金<br/>【件数】 1 件<br/>【放棄した債権】 7, 527 円及び遅延損害金<br/>【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>3. 大阪府立身体障害者福祉センターに係る診察料<br/>【件数】 1 件<br/>【放棄した債権】 1, 740 円及び遅延損害金<br/>【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>4. 大阪府立身体障害者福祉センターに係る診断書等交付手数料<br/>【件数】 1 件<br/>【放棄した債権】 1, 500 円及び遅延損害金<br/>【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>5. 大阪府障害者扶養共済制度掛金<br/>【件数】 15 件<br/>【放棄した債権】 62, 500 円及び遅延損害金<br/>【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>6. 大阪府保母修学資金貸付金<br/>【件数】 3 件<br/>【放棄した債権】 遅延損害金 6, 994 円<br/>【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>7. 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金<br/>【件数】 7 件<br/>【放棄した債権】 9, 000 円及び遅延損害金 26, 187 円<br/>【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> <li>8. 大阪府婦人更生資金貸付金<br/>【件数】 11 件<br/>【放棄した債権】 49, 215 円及び遅延損害金<br/>【専決日】 平成 27 年 1 月 20 日</li> </ol> |